

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想（杉並区）

**平成28年3月
（令和8年3月改定）**

はじめに

これまで都市農地は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、防災空間の確保、癒しの緑地空間、農業体験・食育の場の提供など、多くの役割を發揮してきました。また、人口減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力も低下してきており、都市農業に対する区民の評価も高まっています。とりわけ、東日本大震災を契機として、防災の視点からも都市農地を保全すべきとの声が広がっています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年 4 月に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業の多様な機能の適切かつ十分な發揮と都市農地の有効な活用などを基本理念とする都市農業振興基本法（以下「基本法」という）が制定されました。

区では、基本法の制定を契機として、平成 25 年に策定された杉並区産業振興計画に沿う形で、農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づき実施計画を新たに決めました。

第 1 章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 杉並農業の現状

杉並区は、武蔵野台地の上、東京 23 区の西端に位置し、おおむね方形で面積は 34.06 平方キロメートルと 23 区中 8 番目の広さを持っています。杉並区は、東京の発展とともに、比較的 naturally 恵まれた住宅都市としての性格を持ちながら成長し、都心に近く交通の便も良いことから、人口は、現在 579,634 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）となっています。区内を流れる善福寺川、妙正寺川とも、神田川水系の河川ですが、市街化の進展に伴い、流域の保水能力が低下し水害の危険性が高まっているため、都が神田川・環状七号線地下調節池などを整備しています。

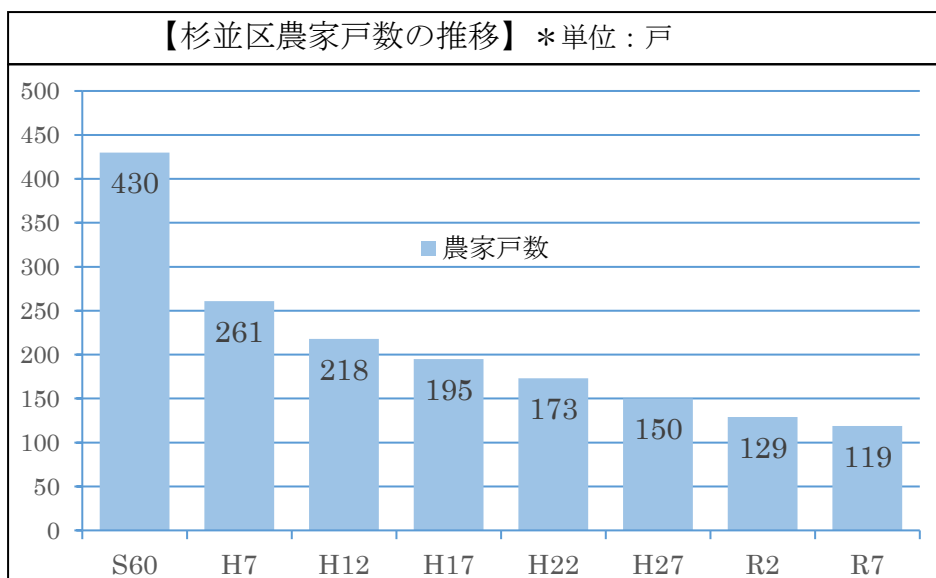
また、産業構造としては、昭和初期までは都市近郊農業地帯でしたが、都市人口の増加に伴う市街地の拡大によって、農地面積は次第に減少し、今日では商業やサービス業など、第三次産業従事者が非常に高い割合を占めています。

このような農地面積や農業就業者が減少している環境の中、農地や農業就業者を維持していく上で、収益の増加や労働時間の削減などにつながる事業展開を行う農業者の支援・育成を積極的に推進します。

（1）都市の農業及び農地の現状

都市の農業及び農地は、安全で安心な農産物の供給といった生産面での貢献を基本に、災害時に復旧復興用地や農産物の提供という防災面としての機能や環境保全、潤いや安らぎの場、食育・命の教育の場としての機能など、地域を豊かにする多面的な役割を果たしています。

また、担い手である農業者は、消費者に囲まれた地域環境の中で、その地域にあった独自の農業を営んでいます。しかし、都市農地に特有の農地継承の困難さなどの課題があり、農地の減少に歯止めをかけることができていないのが現状です。



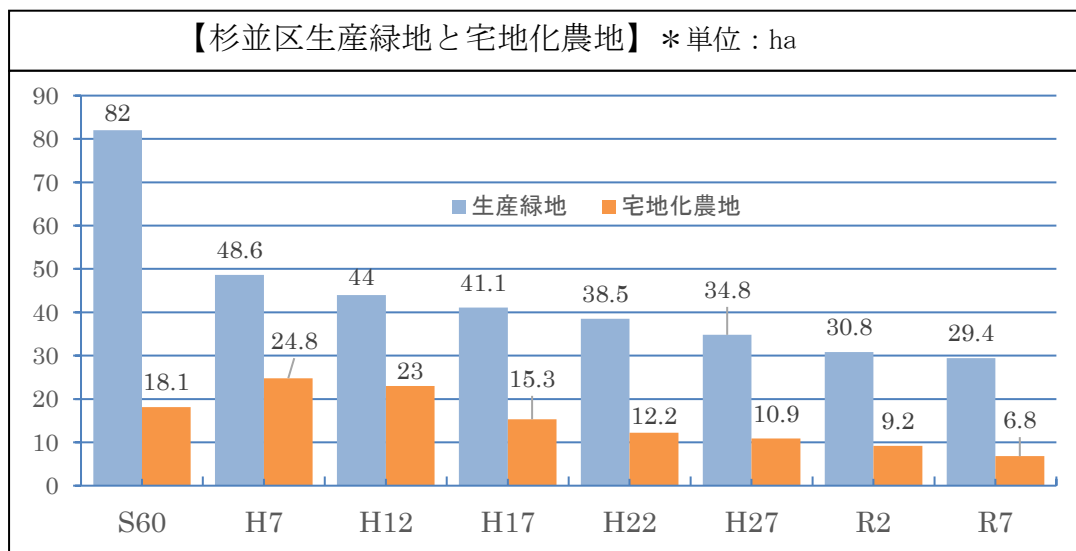
出典：杉並区農業経営実態調査

(2) 区の農地の現状

杉並区の農地は、他の都市農業を営んでいる地域と同様に、近年、農業者の高齢化や後継者不足が進む中、相続の発生による税負担により農地を手放すなど、宅地化が進行しています。昭和60年に約100haあった農地が、令和7年には36.2haにまで減少するなど、杉並の農地は存続の危機を迎えています。また、農地面積は、現状のまま推移すると10年後（令和17年度）には、32.4haになるという推計もありますが、今後農地保全に向けた取り組みをこれまで以上に進めていくことで、推定減少面積20%減である33.2haを目標値とする。

(3) 生産緑地と宅地化農地

杉並区の宅地化農地の面積は、平成27年には10.9haでありましたが、令和7年には6.8haとなり、生産緑地についても平成27年の34.8haから令和7年の29.4haへと減少しました。ただし、このような状況下でも宅地等を農地に戻す（いわゆるUターン農地）ことや宅地化農地を生産緑地に指定する農業者などの動きも見られます。



出典：杉並区農業経営実態調査

2 農業経営基盤の強化目標

(1) 基本目標

第1章の1の杉並農業の現状から、都市農業における農業経営の育成などについて、当面、令和8年度から令和17年度までの10年間を目標とする指針とします。

多くの杉並区の農業者は、個人直売などを通じて区民への生鮮農産物の供給に大きな役割を果たしてきました。都市農業振興基本法に基づき、生産緑地法の改正や都市農地貸借円滑化法の制定など法・制度が整備されるなかで、農業者の高齢化に対応し、区民の農業に対する関心の高まりに積極的に対応する新しい杉並農業を形成する必要があります。

今後は、農業の経営基盤の強化を図り、都市農地の減少には土地生産性の向上を図りつつ、新しい技術の導入や減農薬栽培による高品質化、また、安全性を重視した環境保全型農業を推進し、杉並産地としてのブランド力を強化し市場での競争力を高めることで、農業経営基盤の安定化を図る必要があります。

また、区民のニーズに的確に対応し、区民に都市農業及び農地が持つ魅力を積極的に働きかけるような区民とふれあう農業に転換することによって、若い農業者の確保と持続的な杉並農業の発展を目指します。さらに、地域における農業の役割を自覚しながら、安全やリサイクルを確保できるような環境保全を通じて農業形成を図ります。こうした考え方は、杉並農業の基本目標を杉並区産業振興計画第三章「食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち」に掲げています。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための目標及び取組

ア 農業所得と目標労働時間

杉並区は、都市農業の特性を活かし、農業が魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な農業経営の指標は、杉並区において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が目指すべき年間農業所得の目標は、他産業従事者並みの水準を確保し、経営規模・営農形態に応じ、杉並農業をリードする経営体モデルでは300万円と設定します。

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本として、パートタイマーを中心とする雇用労働や援農労働などの活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者1人あたりの年間総労働時間は、1,800時間程度と設定します。

イ 農業経営基盤強化の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じていく必要があります。このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業協同組合、農業委員会、区部農業改良普及センターなどと連携して支援を行うための体制を整備し、経営改善その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集

中的に実施します。

技術指導及び経営指導については、区部農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、重点的に行うとともに、農業経営改善計画の期間を完了する認定農業者については、今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と考え、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を行います。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年などの育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に関する目標

杉並区における新規就農者は、過去 10 年間で毎年 0 人から 2 人程度で推移しています。今後、担い手の高齢化や農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって、区の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

- ・東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年などの育成・確保目標を踏まえ、杉並区においては年間 2 人の当該青年などの確保を目標とします。
- ・杉並区及びその周辺区市の他産業従事者や優良な農業系の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第 2 章の「杉並農業」の将来の主な経営タイプ 1～3 に示す地域農業の広がりを支える経営の目標、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 300 万円程度）を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に向けた取組

杉並区における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議と連携しながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、区部農業改良普及センター、JA 東京中央、杉並区農業委員会と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者などへと誘導します。

第 2 章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 章に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、杉並区及び周辺区市で展開している優良事例を踏まえ、杉並区における主要な営農類型を定めます。

「杉並農業」の将来の主な経営タイプ

タイプ1

めざす農業形態	経営面積(a)		所得 (万円)	労力	主な品目	機械整備等
	露地 (a)	内ハウス 等(m ²)				
1 野菜及び花	50		300 以上	2.0 以上	直販は有人で庭先及び共同直販所、即売会による販売 トマト、レタス、コマツナ、エダマメ、 カシウェアブラワー等	トラクター1、管理機2、各種アタッチメント、防除機
	30	400				
2 鉢花の直販及び市場出荷	30		400 以上		3~5寸鉢(ポット苗、鉢花)の周年栽培	トラクター1、管理機1、各種アタッチメント、防除機、肥料攪拌機1、トラック1
	20	1500				
3 植木の業者取引と直販	80(都外含む)		300 以上	直販は有人で庭先及び共同直販所、即売会による販売 サザンカ、ハマズキ、オムラサキ、ツツジ、カハープランツ等	トラクター1、管理機2、各種アタッチメント、防除機、クレーン付トラック	
	80	300				
4 果樹及び野菜栽培	70		300 以上	果樹は栽培から加工販売まで一貫して行う。季節の野菜等を販売 クリ、タケノコ、ダイコン、エダマメ等	保冷庫2、スปีートスプレヤー、管理機、チップパー	
	70	—				

タイプ2

めざす農業形態	経営面積(a)		所得 (万円)	労力	主な品目	機械整備等
	露地 (a)	内ハウス 等(m ²)				
1 野菜及び花(切花、ポット苗)の直販	30		300 以上	1.5 人	直販は有人で庭先及び共同直販所、即売会による販売 トマト、レタス、コマツナ、エダマメ、 カシウェアブラワー等	トラクター1、管理機2、各種アタッチメント、防除機
	20	200				

タイプ3

めざす農業形態	経営面積(a)		所得 (万円)	労力	主な品目	機械整備等
	露地 (a)	内ハウス 等(m ²)				
1 農業体験利用型	20		300 以上	1人+援農ボランティア等の支援	労働日数は、年間50~80日程度 @4万円×75区画	管理機2、各種アタッチメント
	20	0				

第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年などが目標とすべき農業経営の指標

第1章に示したような目標を可能にする農業経営の指標として、現に杉並区及び周辺区市で展開している優良事例を踏まえつつ、杉並区における主要な営農類型については、第2章の「杉並農業」の将来の主な経営タイプ1～3に示す営農類型の経営体モデルを指標とします。

第4章 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、区部農業改良普及センター、JA 東京中央等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制の導入、援農ボランティア制度、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、杉並区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 杉並区が主体的に行う取組

杉並区は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、区部農業改良普及センターやJA 東京中央など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保を行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面などの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行います。

杉並区が主体となって、東京都、農業委員会、JA 東京中央、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行います。

杉並区は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

杉並区は、東京都、農業委員会、JA 東京中央、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、区が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への農地等に関する情報提供や相談対応、研修の実施、農用地のあっせん等を行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

杉並区は、JA 東京中央と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入、研修内容、就農後の農業経営のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、JA 東京中央等の関係機関と連携して、経営の委譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に委譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農業委員会等の関係機関と連携して、農用地のあっせん等を行い、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次のとおりとなります。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
23%	

こうした水準に達している経営の農地のシェアは、今後、施設園芸などによる小面積でも収益の高い都市農業の実現によって、水準に達する農業者の農地を 23%（*）程度にすることを目標とし、事業展開を図ります。

* 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標」は、個別経営体の地域における農用地利用面積のシェア目標です。
現状の効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積は、8.5ha（50a以上の経営耕地面積規模経営体（17戸（2020年世界農林業センサス））×50a）で、区内農地面積36.2haに占める割合は23.4%とします。目標とする集積率は、50a以上の農家17戸のうち、約9割の15戸が農業を継続し、50aの農地を保持していくことを前提として推測すると、7.5haが集積される農地となります。10年後の区内農地面積を33.2haと設定しているため、 $7.5/33.2(\text{ha}) \times 100(\%) = 22.6\%$ となります。

2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化などの推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕作面積の確保に努めていくこととします。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、認定農業者など担い手の状況に応じて、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業委託などの取組を促進します。その際、区は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、認定農業者などの担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

杉並区は、全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

第7章 その他

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

この基本的な構想は、平成28年4月1日から施行します。

附 則

この基本的な構想は、令和5年9月15日から施行します。

附 則

この基本的な構想は、令和8年4月1日から施行します。